

第4期特定健康診査・特定保健指導実行計画

現状	ユニグループ健康保険組合は、小売業を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。2024年度の適用事業所数は6事業所であり、本社所在地は東京都、愛知県にある。店舗や営業所等は、中京圏、関東圏、静岡・甲信越地域、北陸地域を中心に点在しており、中心となる中京圏が約6割程度の加入者数を占めている。2024年度予算時の基礎数値では、被保険者数が16,400名、標準報酬月額が243,000円であり、平均年齢は49歳を超えている。特に女性の平均年齢は50歳を超えており、これは母体企業での40歳以上の女性パートタイム労働者が全体の被保険者数の6割以上を占めていることによるものである。									
特定健康診査・特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項	1	特定健康診査の基本的考え方	糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。よって、特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。							
	2	特定健康診査・特定保健指導の実施に係る留意事項	達成目標に対して、着実に特定健診が実施できるよう、被保険者については事業主の行う定期健康診断を必ず受診するよう、事業所と連携をとり、受診できる環境づくりに努めていく。被扶養者については、複数の選択肢を用意してより身近に受診できる環境を提供するとともに広報体制やフォローアップ体制を充実させる。							
	3	事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係	事業所が行う定期健康診断の結果データを受け取ることが可能であるため、被保険者については、特定健診に必要な項目を定期健康診断に追加して実施し、追加分について健保組合にて費用負担することとしている。							
	4	特定保健指導の基本的な考え方	生活習慣病の予備群に該当した者について、生活習慣病に移行させないことが目的であることから、特定保健指導は、対象者自身が健診結果を理解して、自らの生活習慣を見つめ、変えていくことができるように支援するものとする。							
	5	特定保健指導の実施に係る留意条項	着実に特定保健指導が実施できるよう、被保険者については事業主の格段の配慮のもと、就業時間内での実施が可能となっていることから、事業所と連携を取り、ICTを活用したプログラムを提供するなど、対象者が将来の健康を意識して指導を受けてもらえる環境づくりに努めていく。被扶養者については、特定健診実施機関と連携してより身近に指導を受けられる環境を提供するとともに、広報体制やフォローアップ体制を充実させる。							
	6	事業所等が行う保健指導との関係	安衛法上の保健指導と特定保健指導が重ならないよう、被保険者については、特定保健指導実施前に産業保健の保健師と連携して特定保健指導対象者の選定を行い、被保険者の負担にならないよう配慮することとしている。							
達成目標	1	特定健康診査の実施に係る目標	2029年度における特定健康診査の実施率を93.5%とする。この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。							
				2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国の参酌標準
		被保険者		98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	
		被扶養者		37.0%	39.0%	41.0%	43.0%	45.0%	47.0%	
		被保険者＋被扶養者		91.9%	92.2%	92.5%	92.9%	93.2%	93.5%	90.0%
	2	特定保健指導の実施に係る目標	2029年度における特定保健指導の実施率を70%とする。この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。							
特定健診対象者数	2			2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	国の参酌標準
		40歳以上対象者		15,950人	15,800人	15,650人	15,500人	15,350人	15,200人	
		特定保健指導対象者数		2,000人	1,980人	1,960人	1,940人	1,920人	1,900人	
		実施率		65.0%	66.0%	67.0%	68.0%	69.0%	70.0%	60.0%
		実施者数		1,300人	1,307人	1,313人	1,319人	1,325人	1,330人	
	3	特定健康診査等の実施の成果に係る目標	2029年度において、2024年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%とする。							
	1	①被保険者		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
		40歳以上対象者数（推計値）		14,300人	14,200人	14,100人	14,000人	13,900人	13,800人	
		実施率		98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	
		目標実施者数		14,043人	13,944人	13,846人	13,748人	13,650人	13,552人	
		②被扶養者		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
		40歳以上対象者数（推計値）		1,650人	1,600人	1,550人	1,500人	1,450人	1,400人	
		実施率		37.0%	39.0%	41.0%	43.0%	45.0%	47.0%	
		目標実施者数		611人	624人	636人	645人	653人	658人	
		③被保険者＋被扶養者		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
		40歳以上対象者数（推計値）		15,950人	15,800人	15,650人	15,500人	15,350人	15,200人	
実施率			91.9%	92.2%	92.5%	92.9%	93.2%	93.5%		
目標実施者数			14,654人	14,568人	14,482人	14,393人	14,303人	14,210人		

特定保健指導対象者数	2	①被保険者＋被扶養者						
			2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		40歳以上対象者数（推計値）	15,950人	15,800人	15,650人	15,500人	15,350人	15,200人
		動機づけ支援対象者	900人	890人	880人	870人	860人	850人
		実施率（％）	83.3%	84.6%	85.9%	87.2%	88.6%	89.9%
		実施者数	750人	753人	756人	759人	762人	764人
		積極的支援対象者	1,100人	1,090人	1,080人	1,070人	1,060人	1,050人
		実施率（％）	50.0%	50.8%	51.6%	52.3%	53.1%	53.9%
		実施者数	550人	554人	557人	560人	563人	566人
		保健指導対象者計	2,000人	1,980人	1,960人	1,940人	1,920人	1,900人
		実施率（％）	65.0%	66.0%	67.0%	68.0%	69.0%	70.0%
		実施者数	1,300人	1,307人	1,313人	1,319人	1,325人	1,330人

特定健康診査・特定保健指導の実施方法	1	実施場所	被保険者：特定健診及び特定保健指導は、原則店舗・事業所内で行うものとする。 被扶養者：特定健診及び特定保健指導は、原則健保組合の指定する実施方式の中から選択した実施医療機関が指定した場所とする。
	2	実施項目	「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章」に記載されている健診項目とする。
	3	実施時期	被保険者：特定健診は、原則巡回健診が実施される4月から7月までとする。特定保健指導は、健診実施後概ね4か月後から3か月間以上実施する。 被扶養者：特定健診は、原則12月31日までに実施するものとする。特定保健指導は、健診実施後概ね4か月後から3か月間以上実施する。
	4	委託の有無	①特定健診⇒被保険者は事業主定期健康診断実施機関に委託とし、被扶養者は健保組合が契約した特定健診実施機関、個別契約・集合契約の医療機関に委託する。 ②特定保健指導⇒被保険者は健保組合が契約した保健指導実施機関または健保組合が指定した保健師に委託し、被扶養者は健保組合が契約した保健指導実施機関に委託する。
	5	受診方法	①特定健診⇒被保険者は、事業主定期健康診断実施時に受診し、被扶養者は健保組合が案内する方法から選択して受診する。 ②特定保健指導⇒被保険者は健保組合が契約した保健指導実施機関または健保組合が指定した保健師が保健指導を行い、被扶養者は健保組合が契約した保健指導実施機関が保健指導を行う。
	6	周知案内方法	①特定健診⇒被保険者は、事業主定期健康診断を受けることを事業主を通じて周知を行い、被扶養者は対象者に健診案内冊子一式を送付して周知を行う。 ②特定保健指導⇒被保険者は所属長を通じて対象者に案内を行い、被扶養者は健保組合または保健指導実施機関から直接自宅等に案内を行う。
	7	健診データの受領方法	契約医療機関から電子データで随時受領、または、被保険者については各事業所から、被扶養者についてはご本人等から紙データで健診結果の報告を受け、健保組合の委託業者にて電子データ化する。また、特定保健指導について外部委託機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。
	8	特定保健指導対象者の選出方法	被保険者：特定健診実施後、健保組合内で階層化し、一部事業所については、産業保健師と連携して対象者を抽出する。 被扶養者：特定健診実施後、原則健保組合内で階層化し、対象者を抽出する。

個人情報の保護	ユニグループ健康保険組合個人情報保護規程を遵守する。委託先の監査を定期的を実施する。当健保組合のデータ管理者は常務理事であり、データ利用者は当組合の職員に限る。ただし、共同実施を行っている事業所の産業医・保健師へは、定められた範囲でデータの共有を行うものとする。また、外部委託する場合は、データの利用範囲・利用者等を契約書に定めるものとする。
特定健診等実施計画の公表・周知	当健保組合が運営するホームページや事業所のホームページ等にて掲載し周知する。
特定健診等実施計画の評価及び見直し	評価した結果に基づいて、次年度以降の保健事業計画を必要に応じて見直す。また、体制の見直しや実施方法の改善を検討する。
その他、特定健診等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	①被保険者等が特定保健指導を受けやすくするための就業上の配慮はすでにいただいているが、事業所が行う保健指導との協力・連携、事業所での生活習慣病や特定健診・保健指導に関する情報の掲示やパンフレット等の配布、受動喫煙防止対策等、事業所が行っている健康経営への取り組みと連携させる。 ②初回面談辞退者や途中終了者に対して事業所から対象者への働きかけを行い、保健指導の完了に向けて協力を図る。 ③当健保組合に所属する保健事業担当等については、特定健診・保健指導等の実施を効果的に行うため、所要の知見、研鑽を図る目的として、必要な研修に随時参加させる。